

# 公益財団法人日本体育協会 加盟団体スポーツドクター代表者協議会 運営規則

## (総 則)

第1条 この規則は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という)が、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づいて開催する加盟団体スポーツドクター代表者協議会(以下「協議会」という)の運営に関することを定める。

## (目 的)

第2条 協議会は、本会公認スポーツドクター(以下「スポーツドクター」という)相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を促進するための方策について協議することを目的とする。

## (構 成)

第3条 協議会は、本会加盟(準加盟)団体の医事組織等の代表者で構成する。

## (協議事項)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツドクターの研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツドクターの交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツドクターの社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツドクターの安全対策に関すること。
- (5) スポーツドクター育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ医学の研究、教育、普及活動に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織、ならびに本会加盟(準加盟)競技団体の医事組織との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

## (会議の出席者)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる代表および本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会(以下「スポーツドクター部会」という)部会員をもって開催する。ただし代表が欠席の場合は、その代理を出席者とする。

- (1) スポーツドクター等で組織する各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織の代表各1名
- (2) 本会加盟(準加盟)競技団体の医事組織等の代表各1名

## (会議の開催)

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2. 協議会の議事は、出席者の合意で決定する。
3. 協議会の業務主体は、日本体育協会とする。

## (代 表)

第7条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツドクター協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、本会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、本会加盟(準加盟)競技団体が選任し、本会に届出る。
3. 代表の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

## (運 営)

第8条 協議内容等の企画、立案及び準備、運営はスポーツドクター部会が行う。

2. スポーツドクター部会部会長は協議会を招集して、その議長となる。

## (運営規則の変更)

第9条 この規則は協議会の合意を得たのち本会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

## 附 則

1. この規則は平成19年5月25日から施行する。
2. この規則は平成23年4月1日から施行する。